



竹とんぼ

目次

部長挨拶「木材を利用する時代への対応」	1 p
竹林再生プロジェクト始まる	1 p
「東北・北海道ブロック 林業グループコンクール」出場 ～仙南フォレストクラブ～	2 p
白石市小原字蝦夷倉地内の治山工事が終わる	2 p
「柴田農林高等学校林業体験学習会」開催	3 p
狩猟の期間と注意点	3 p
森林施業計画から森林経営計画へ	4 p



紅葉が見頃の七ヶ宿町

～木材を利用する時代への対応～

林業振興部長 岸野 清

2009年12月に公表された「森林・林業再生プラン」に基づき、日本の林業施策は大きく変わりました。

これまでの補助事業は、造林・下刈り・除伐など、森林資源の造成を目的としたメニューが主体となっていました。これからは、収入間伐や路網整備、高性能林業機械の導入等、木材の利用を進めることを目的とする補助メニューに代わります。また、公共施設の木造化・木質化を進めるための補助メニューも充実してきました。

これは「再生可能な資源である木材の利用を促進し、自然と共生する循環型社会を築く。」という国の方針に基づいて行われた施策の転換です。国では、「我が国の社会構造を浪費型社会から再生可能な木の社会へ変えていく。」と宣言し、この象徴として「10年後に木材自給率50パーセントを目指す。」としています。

このような、流れ(施策転換)をつかみ、迅速に対応しないと、地域が大きな損をすることとなってしまいます。

施策の転換を、地域の林業振興を図る絶好の機会と捉え、森林・林業関係者、市町村・県が一丸となって、施業の集約化、路網整備や機械化を進め、木材の利用を拡大し、「儲かる林業」を実現し、自然と共生する循環型社会を築きましょう。



～「竹林再生プロジェクト」始まる～

林業振興班員 齋藤 高大

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故の影響により、宮城県は産業や県民生活に多大な被害を受けています。特産品であるタケノコの出荷が規制された、丸森町耕野地区も例外ではなく、雇用機会の減少や観光客の大幅な減少は、地域社会を根底から揺さぶっています。

こうした中、平成25年以降のタケノコの生産再開を目指した取組として、竹林内の効果的な除染方法を検証する「竹林再生プロジェクト」の取組を当所では始めました。同プロジェクトは、宮城県職員だけでなく、丸森町役場、白石市役所職員と耕野タケノコ生産組合員及び丸森町森林組合員が参加する、大規模な取り組みとなりました。

7月5日に行われた第1回目の実証活動では竹の葉や幹、根や土壌等を採取後、放射線量を計測し、放射性物質が竹林内にどのように分布しているかを調査しました。結果として、古い竹の葉や、落ち葉等に比較的高い濃度の放射性物質が付着していることが判明しました。

この結果を基に、効果的と考えられた古い竹を中心に間伐を行いました。間引きを行ったことで放射性物質が林外に搬出されただけでなく、竹林の中に日の光が届きやすくなり、よりタケノコを生産しやすい環境を整備することが出来ました。

間伐後には、レーキ等を使って竹林内の落ち葉や、5cm程度の表土を掻き出し、さらに多くの放射性物質を林外に搬出しました。

今後も適切に必要な作業を行いつつ、これまで得られたデータを基に丸森町耕野地区の生産者と共にタケノコ生産再開に向けた活動を行って参ります。



落ち葉等の掻き出し作業中



間伐した竹の片付け作業中

「東北・北海道ブロック 林業グループコンクール」出場 ～仙南フォレストクラブ～

林業振興班員 成田 譲

去る9月4日、秋田県鹿角市において「東北・北海道ブロック 平成24年度林業グループコンクール」が開催されました。

このコンクールは北海道・東北各県の林業研究グループが林業技術の向上・林業経営の発展のため、自主的に取り組んだ活動成果について発表・討議することにより、林業グループ相互の発展・資質の向上を図ることを目的として開催されているもので、今回、宮城県代表として当管内の仙南フォレストクラブ(会長 引地秀市)が「多様な主体による森林づくり」と題し、日頃取り組んでいる活動について発表を行いました。

今回の発表においては、平成24年度から行っている柴田農林高校生へのインターンシップのほか、管内のNPO法人と連携して協働で行った森林づくりへの取組事例などをメインに活動概要及び成果について報告しました。

審査の結果、惜しくも入賞こそ逃しましたが、今回の発表会は日頃仙南フォレストクラブが取り組んでいる活動について、広く多くの方々に知っていただく良い機会となりました。

今後も仙南フォレストクラブでは、目的である仙南地区の森林・林業の従事者としての知識の習得、地域に貢献できる人財の育成と仲間づくりを目指して活動を行っていくこととしており、活動のさらなる発展に期待が持たれます。



発表会の様子

～白石市小原字蝦夷倉地内の治山工事が終わる～

森林整備班 加賀見 敏史

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、大河原地方振興事務所管内の1市3町5箇所で大規模な山腹崩壊が発生しました。

そのうち、山腹斜面の頭部に亀裂が入り、大量の土塊が崩れ落ちる寸前となっていた白石市小原字蝦夷倉地内の災害関連緊急治山工事が平成24年7月に完成しました。

崩落した場合、直下家屋への直接被害及びこの山腹斜面に隣接する市道小久保平原線(白石市小原から白石市福岡蔵本に通じる)が閉塞され、その先の小久保平集落が孤立するおそれがありました。治山工事では、崩れ落ちそうな約12,000 m³の残存土塊を排除し山腹緑化工により山腹斜面の保護を行いました。

なお、市道小久保平原線は、福岡蔵本字長峯地内で発生した山腹崩壊により大量の土砂が堆積したため現在も通行止めとなっており、こちらも治山工事による復旧に着手しております。

本年度すべての復旧工事に着手しており、早期復旧に努めております。



被災状況(山腹頭部滑落崖)



完成後

～柴田農林高等学校林業体験学習会～

林業振興班員 佐藤 裕之

平成24年8月8日、17日の2日間、柴田農林高等学校の森林環境科の2年生、3年生を対象として林業体験学習会を開催しました。

林業の就労環境や経済性の問題から、担い手不足が深刻化しているのは、高校の卒業生の進路についても同様でありました。このため、今回のねらいは、後継者育成の観点ではなく、生徒達に対し森林・林業について啓発を図ることを主としたものとなっています。

2年生については、学校所有の演習林が青根温泉に近いことから演習林と温泉街を結びつけた観光のあり方を主題として、演習林を活用して何が出来るかをグループで討議。討議結果をグループ毎に発表する形式としました。また、森林基礎学習として、地域の森林資源、青根温泉、演習林等についてクイズ形式による座学を実施しました。

一方3年生については、「最先端林業を知る」と題し、最先端測量機器等と従来の測量機器等の比較検討することを目的として、演習林の竹林で5グループに分かれて測量・間伐し、タイムを競争させる形式をとりました。使用機材は、最新機器として、レーザーコンパス、バーテックス、チェーンソーを、従来機器としてポケットコンパス、測幹、鋸を使用しました。

また、間伐材の有効利用策として、昼食時には間伐した竹を加工した器を作り、流しそうめんを行いました。

生徒達は、測量機器(コンパス、光波、バーテックス、測竿)や鋸、チェーンソーを使用し、従来の林業器具と最先端林業機械を自ら体験しタイム計測をすることで、労力や作業時間、利便性、機能性に明確な違いがあることを実感したようでした。

グループ討議、現地調査、散策等、今回の学習会を通して、地域資源、演習林、森林・林業の重要性について、生徒達自身が考えるきっかけとなり、直接的な林業の担い手とならなかったとしても、森林・林業を守る者として力強く羽ばたいてくれることを期待しています。



熱心に学習する2年生



3年生の測量実習風景



昼食の流しそうめんの様子

～狩猟の期間と注意点～

森林管理班 佐藤 康隆

平成24年11月15日から狩猟が解禁となります。

狩猟期には、主に鳥類を狙う「銃猟」やイノシシなどを狙う「わな猟」等が行われることとなります。狩猟を行う方はルールを守って事故や違反をすることがないようにお願いいたします。

【狩猟期】

平成24年11月15日(木)から平成25年2月15日まで

イノシシ猟については、わな猟限定で平成25年3月15日まで(七ヶ宿町を除く)

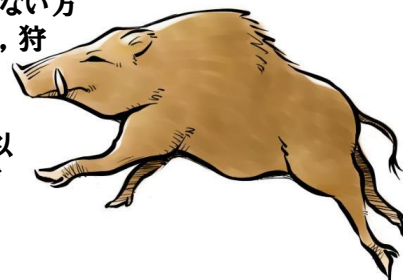
【注意】

①狩猟免許を所持し、狩猟者登録をされた方が狩猟を行えます。免許を持っていない方や免許を持っていても狩猟者登録を行っていない方は狩猟ができません。無免許、狩猟未登録者が狩猟を行うと法律違反となります。

②わな猟において、使用する「くくりわな」については、設置する輪の直径が12cm以内であり、締付け防止金具が装着されていなければなりません。また、イノシシを捕獲する場合はこの他にワイヤーの直径が4mm以上であることと、よりもどしが装着されていなければなりません。

【その他】

狩猟のほかに鳥獣被害防止を目的とした有害鳥獣捕獲が行われている箇所もあります。これは、宮城県や市町村で捕獲許可を行っているものであり、可猟区以外でも箱わな等を設置している場合がありますので、ご注意願います。



森林施業計画から森林経営計画へ

林業振興班員 齋藤 高大

改正の背景と変更点

平成23年の森林法改正により、「森林施業計画制度」は「森林経営計画制度」に生まれ変わりました。かつての森林施業計画では、ぶどうの房のように対象となる森林が分散してしまい、施業の効率が上がらないという問題が生じていました。

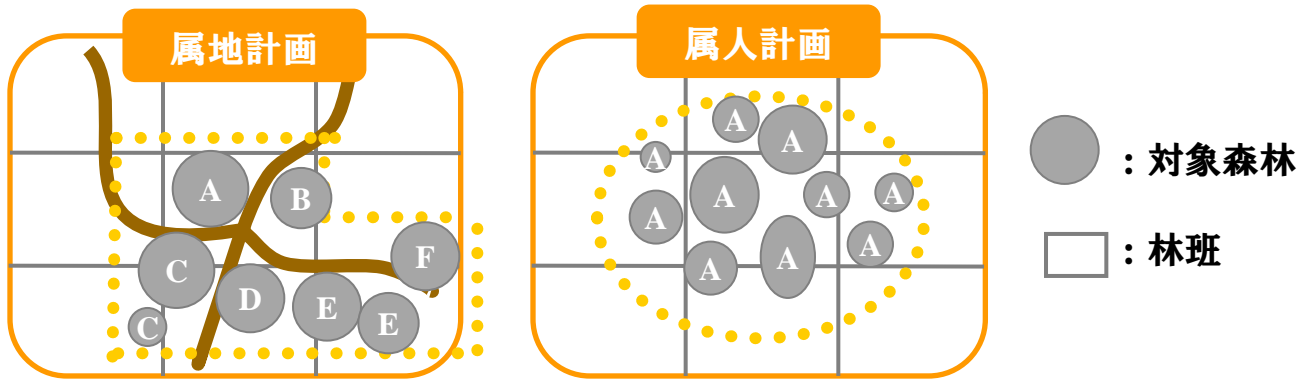
そこで、今回の森林経営計画では面的規律を強化し、より効率的かつ持続的な森林経営を実現することで、森林が有する多様な機能が十分に発揮されるように制度が変更されています。また、山火事や鳥獣、森林病虫害等からの森林の保護に関する事項や、作業路網の整備に関する事項が新たに盛り込まれるなど、様々な点で見直しが図られています。

2種類の計画

森林経営計画は、計画作成の方法によって2種類の計画が存在します。

【属地計画】... 複数の森林所有者が集まって、林班または隣接する複数林班の2分の1以上の面積規模の森林を取りまとめ、共同で計画を立て、共同で認定を受けます。森林組合、林業事業体などの森林の経営の受託者がいらっしゃる場合には、森林の経営(施業及び保護)の実施を委託することも出来ます。

【属人計画】... 100ha以上の森林を単独で所有している場合は、所有森林と受託森林の全てを対象に計画を立て、認定を受けます。



計画の内容

計画書には主に次の項目について記載します。

- 1 森林の経営に関する長期の方針
- 2 森林の現況並びに伐採計画及び造林計画等
- 3 森林の保護に関する事項
- 4 森林経営の共同化に関する事項
- 5 作業路網の整備に関する事項
- 6 森林の経営の規模拡大の目標等(任意)

認定の基準

主な認定の基準は次の通りです。

- 1 計画対象森林が、一体として整備することを相当とするものである。
- 2 森林の経営に関する長期の方針が有効かつ適切であること。
- 3 伐採・造林・間伐・保育の計画が、国が定める施業の実施基準に適合していること。
- 4 森林経営計画の内容が市町村森林整備計画の内容に照らして適当であること。
- 5 火入れが計画されている場合には、その目的が造林のための地拵えまたは害虫駆除であること。
- 6 作業路網の整備状況等に照らして計画された森林の施業及び保護を適正かつ確実に実施できると見込まれること。
- 7 森林の経営の規模拡大の目標を定めている場合には、計画対象森林の周辺の森林の森林所有者の申し出に応じて森林の経営の委託を受けることなどが確実に見込まれること。

編集後記 今回からより気軽に見ていただけるように、一回に掲載する記事を減らし、レイアウトも変更しました。今後は年二回程度の発行を予定しており、2月頃に次回号をお送りする予定です。

発行: 宮城県大河原地方振興事務所林業振興部
〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1
TEL 0224-53-3111(内線422~425)
FAX 0224-52-3485
homepage <http://www.pref.miyagi.jp/oksgsin>